

睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査助成金交付要綱

(平成 31 年度)

公益社団法人長野県トラック協会

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益社団法人長野県トラック協会（以下「県ト協」という。）が、長野県内に営業所を有する会員事業者（以下「会員」という。）に雇用されている運転者等に対し、「睡眠時無呼吸症候群」（以下「S A S」という。）患者の早期発見を図るとともに、スクリーニング検査の促進により健康起因による事故防止に寄与することを目的とし、S A S スクリーニング検査受診助成事業に必要な事項を定める。

(資格・要件)

第 2 条 助成対象者は、長野県内に営業所を有する会員に雇用されている運転者等とする。

(検査医療機関)

第 3 条 助成対象検査・医療機関は、専門医が在籍し適切な制度管理を定期的に行っている等、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が認めた検査・医療機関とする。

(助成の対象検査)

第 4 条 助成対象検査は、S A S スクリーニング検査のうち、健康保険適用外である第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析・判定）及び第二次検査（パルスオキシメーター等による簡易スクリーニング検査）とする。

(助成額)

第 5 条 助成金額は、次のとおりとする。（第二次検査を終了した場合）

| | 全ト協助成金 | 県ト協助成金 |
|-----|---------|---------|
| 助成額 | 2,500 円 | 1,000 円 |

※予算額に達した時点で、助成は終了とする。

(受診申込期間)

第 6 条 助成実施期間は、**平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 12 月末日まで**とする。
ただし、予算額に達した場合は、申込を締め切るものとする。

(申請手続き)

第 7 条 申請手続きは次のとおりとする。

1. S A S スクリーニング検査の受診を希望する者は、予め県ト協に連絡し助成の可否を確認する。
2. 助成を受けることが可能の場合は、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書」（様式 1-1）を県ト協に提出する。
3. 指定の検査・医療機関に予約し、「トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係るスクリーニング検査申込書兼委任状」（様式 1-2）を検査・医療機関に提出す

る。

4. 検査終了後、「トラック運転者等の睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査実績報告書(兼交付申請書)」(様式 1-3)に必要書類を添えて平成 32 年 3 月 5 日までに県ト協に提出する。

(助成金の交付)

第 8 条 提出された助成金申請書を審査し、適当と認められる場合は助成金を交付する。

(助成条件)

第 9 条 申込時点で、協会費の滞納期間が 3 ヶ月以上又は滞納額が 50,000 円以上ある会員には、助成を行わない。

(助成金申請に関する調査協力義務)

第 10 条 助成金の交付を受けた会員は、県ト協から要請があった場合には、当該申請に係る添付書類原本及び関係帳簿等を開示しなければならない。

(助成金の返還)

第 11 条 県ト協は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱その他県ト協が定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、県ト協が行う助成事業全てに係る申請の受付及び交付決定は、当分の間行わないものとする。

(その他の必要事項)

第 12 条 この要綱の定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則) この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する